再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第８号
千葉県銚子市三軒町２番地の１
再生債務者　信田罐詰株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（４万8400株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、募集株式を引き受ける者の募集に関する定めに従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　金7865万円（資本金の額全て）
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、募集株式を引き受ける者の募集に関する定めに従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式1980株
６　募集株式の払込金額　１株あたり金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から１か月以内
８　増加する資本金の額　１株あたり金５万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成22年３月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２１年（再）第２４４号
東京都新宿区西新宿７丁目９番12号
再生債務者　株式会社アートハウジング
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４５号
東京都新宿区北新宿１丁目４番７号
再生債務者　苫小牧緑化開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４７号
北海道札幌市東区北四十五条東19丁目２番３号
再生債務者　株式会社石井塗料店
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４８号
北海道札幌市北区新琴似２条10丁目３番６号
再生債務者　石井　忠司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第３号
岐阜県羽島郡岐南町下印食２丁目92番地１
再生債務者　株式会社発汗房
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月25日　岐阜地方裁判所

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
三重県津市一志町八太1163番地の２
再生債務者　株式会社三和プレス工業所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件は、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
よって、職権により、民事再生法188条２項に基づき、主文のとおり決定する。
平成22年３月24日　津地方裁判所

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２３６号
東京都品川区南大井６丁目28番６号
再生債務者　トモエ電機工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区新橋１―18―12　新橋一丁目ビル３階　第一総合法律事務所　弁護士　山本　卓也
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３７号
大阪府豊中市利倉３丁目４番８号
再生債務者　日菱レンタル株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区新橋１―18―12　新橋一丁目ビル３階　第一総合法律事務所　弁護士　山本　卓也
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３号
富山市黒崎123番地
再生債務者　日産レンタリース富山株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　富山市千石町２丁目９番７号　今村法律事務所　弁護士　今村　　元
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年３月24日　富山地方裁判所民事部

平成１９年（再）第１２号
愛知県新城市川田字新平15番地57
再生債務者　株式会社名星
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目19番１号　ライオンビル６階　愛知さくら法律事務所　弁護士　渥美　裕資
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年３月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙362番地
再生債務者　大塚　寿治
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月28日から平成22年５月６日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（再イ）第１４４号
札幌市豊平区水車町７丁目１番８号　第２コーポ北海Ｄ
再生債務者　柴田　弘己
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４号
岐阜県多治見市小泉町３丁目33番地の１
再生債務者　星野　信男
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（再イ）第４号
名古屋市北区楠２丁目119番地　中あじま荘５棟208号
再生債務者　五十嵐　聡
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月22日から平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３９号
愛知県日進市栄４丁目801番地　セルシオスクエア日進Ａ棟607
再生債務者　伏谷陽一朗
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月22日から平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部